

【約款改訂に関するお知らせ】

効力発生日：2023年4月12日

※効力発生日が後ろ倒しとなる可能性がございます。
 その場合には改めて、本HP上にてお知らせいたします。

■ 改定箇所

条項	新条文	旧条文	変更の趣旨	適用対象
第1条【定義】 (4)	(4) 加入対象タイヤ：Honda販売会社にて購入いただいた車両に装着してあるタイヤ4本、車検通過時に装着していたタイヤ4本（4本全て1.6mm以上の残溝があり、加入時にタイヤパンク修理痕がないもの）とHonda販売会社にてご購入し、Honda販売会社で装着いただいた又はご購入時に装着を予定いただいた新品タイヤ4本セットの総称	(4) 加入対象タイヤ：Honda販売会社にて購入いただいた車両に装着してあるタイヤ4本、車検通過時に装着していたタイヤ4本（4本全て1.6mm以上の残溝があり、加入時にタイヤパンク修理痕がないもの）とHonda販売会社にてご購入し装着いただいた新品タイヤ4本セットの総称	タイヤの購入日と装着日がずれる場合（例：スタッドレスタイヤを春～夏に先行で購入し、秋～冬に装着する場合）でも本サービスの加入対象となる旨を明記。	2022年6月1日以降にご加入のお客様
第5条【本サービスの提供にかかるルール】 (3)	⑥加入時とタイヤパンク時でタイヤの装着車両が異なる場合	—	加入時と異なる車両に当該タイヤを装着している時、保証対象とならない旨を約款に明記。	2022年6月1日以降にご加入のお客様
第1条【定義】 (1)	(1) Honda販売会社：Honda販売会社のうち、本保証に基づき交換タイヤの提供及び交換タイヤの取付を行う会社。以下のWebサイトにて掲載する。（URL： https://www.honda.co.jp/afterservice/tire-puncture/ ）	(1) Honda販売会社：本サービスを提供する表面右下記載の法人	本保証を取り扱う全てのHonda販売会社で本サービスの提供が可能となる旨を明記。	2021年2月1日以降にご加入のお客様
第1条【定義】 (3)	(3) 本サービス：本サービスの申し込み時にご購入いただいた加入対象タイヤを対象とし、タイヤパンク・タイヤバースト・ピンチカットの損害が発生した場合、第2条第4項に定める加入者負担金及び古タイヤ（本条第5項で定義）の処理費用を負担することで最大4本の新品タイヤに交換することを保証する有償アフターサービス商品	(3) 本サービス：本サービスの申し込み時にご購入いただいた加入対象タイヤを対象とし、タイヤパンク・タイヤバーストの損害が発生した場合、第2条第4項に定める加入者負担金及び古タイヤ（本条第5項で定義）の処理費用を負担することで最大4本の新品タイヤに交換することを保証する有償アフターサービス商品	保証対象にピンチカットを追加。	2021年2月1日以降にご加入のお客様
第1条【定義】 (5)	(5) 古タイヤ：パンク、バースト又はピンチカットを含む、本サービス提供時に車両に装着されているすべての加入対象タイヤ	(5) 古タイヤ：パンク又はバーストしたタイヤを含む、本サービス提供時に車両に装着されているすべての加入対象タイヤ	保証対象にピンチカットを追加。	2021年2月1日以降にご加入のお客様
第2条【本サービスの内容】 (1)	(1) Honda販売会社は、第3条に定める本サービスの保証期間内に、事故により加入対象タイヤがタイヤパンク・タイヤバースト及びピンチカットの損害を被ったときに当該損害発生日から1ヶ月以内に加入者から損害の申し出を受け、かつ、Honda販売会社が当該損害を認めた場合、加入者に対して本サービスを提供します。	(1) Honda販売会社は、第3条に定める本サービスの保証期間内に、事故により加入対象タイヤがタイヤパンク・タイヤバーストの損害を被ったときに当該損害発生日から1ヶ月以内に加入者から損害の申し出を受け、かつ、Honda販売会社が当該損害を認めた場合、加入者に対して本サービスを提供します。	保証対象にピンチカットを追加。	2021年2月1日以降にご加入のお客様
第2条【本サービスの内容】 (3)	(3) 加入対象タイヤのうち、車両に装着されている全てのタイヤを保証の対象とし、タイヤパンク・タイヤバースト・ピンチカットの損害が発生した場合のみ保証し、損害が発生したタイヤを含めて、4本を上限に、新品タイヤへの交換を実施します。	(3) 加入対象タイヤのうち、車両に装着されている全てのタイヤを保証の対象とし、タイヤパンク・タイヤバーストの損害が発生した場合のみ保証し、損害が発生したタイヤを含めて、4本を上限に、新品タイヤへの交換を実施します。	保証対象にピンチカットを追加。	2021年2月1日以降にご加入のお客様
第2条【本サービスの内容】 (7)	(7) 本サービスにおいて提供する新品タイヤのグレードは、タイヤパンク・タイヤバースト・ピンチカットの損害が発生したタイヤと同水準以下のグレード（Honda販売会社の社内判断基準に拠ります。）とします。	(7) 本サービスにおいて提供する新品タイヤのグレードは、タイヤパンク・タイヤバーストの損害が発生したタイヤと同水準以下のグレード（Honda販売会社の社内判断基準に拠ります。）とします。	保証対象にピンチカットを追加。	2021年2月1日以降にご加入のお客様
第5条【本サービスの提供にかかるルール】 (1)	(1) 加入者は、タイヤパンク・タイヤバースト・ピンチカットの損害が発生した場合、損害発生日から1ヶ月以内に、加入時にお渡しする保証書をHonda販売会社に対して提示し申し出たうえで、第2条第4項に定める加入者負担金を納めることで、タイヤパンク・タイヤバースト・ピンチカット損害が発生したタイヤを含め4本を上限に、新品タイヤへの交換を求めることができます。ただし、加入者は、Honda販売会社が運営する店舗に対して、応急処置を除く当該損害の修理前、緊急タイヤを除くタイヤ交換前に当該申出をしなければなりません。	(1) 加入者は、タイヤパンク・タイヤバーストの損害が発生した場合、損害発生日から1ヶ月以内に、加入時にお渡しする保証書をHonda販売会社に対して提示し申し出たうえで、第2条第4項に定める加入者負担金を納めることで、タイヤパンク損害が発生したタイヤを含め4本を上限に、新品タイヤへの交換を求めることができます。ただし、加入者は、Honda販売会社が運営する店舗に対して、応急処置を除く当該損害の修理前、緊急タイヤを除くタイヤ交換前に当該申出をしなければなりません。	保証対象にピンチカットを追加。	2021年2月1日以降にご加入のお客様